

令和5年度トップアスリート育成強化事業実施要項

1 目 的

将来、オリンピック等への出場可能性が高いが、十分な支援が行き届いていないジュニアアスリート個人に対し、海外遠征等の強化活動にかかる経費を負担するなど、積極的な強化活動を支援し、もって本県競技力の向上を図る。

2 補助対象者

オリンピック競技である35競技団体から推薦された県内で活動している中学生及び高校生選手。

※令和5年度現在、中学校及び高等学校に在籍している選手から60名程度

①水泳 ②陸上 ③サッカー ④テニス ⑤ホッケー ⑥ボクシング ⑦バレーボール ⑧体操 ⑨バスケットボール ⑩レスリング ⑪ウエイトリフティング ⑫ハンドボール ⑬自転車 ⑭卓球 ⑮馬術 ⑯フェンシング ⑰柔道 ⑱バドミントン ⑲ラグビー ⑳山岳 ㉑ゴルフ ㉒スキー ㉓スケート ㉔アイスホッケー ㉕カヌー ㉖ボート ㉗セーリング ㉘ライフル ㉙アーチェリー ㉚トライアスロン ㉛テコンドー ㉜近代五種 ㉝スケートボード ㉞サーフィン ㉟ブレイキン
--

3 推薦基準及び補助対象活動

オリンピックに出場する可能性が高く、県内で活動している中学生及び高校生選手。

(例：日本代表(候補含む)、年代別日本代表、全国大会上位入賞者)

補助対象者が競技力向上を図るために行う強化活動。指導者やトレーナー等の帯同者の旅費については、原則1名分まで補助の対象とする。

4 事業実施期間

強化指定選手決定から令和6年3月末日まで

5 補助額

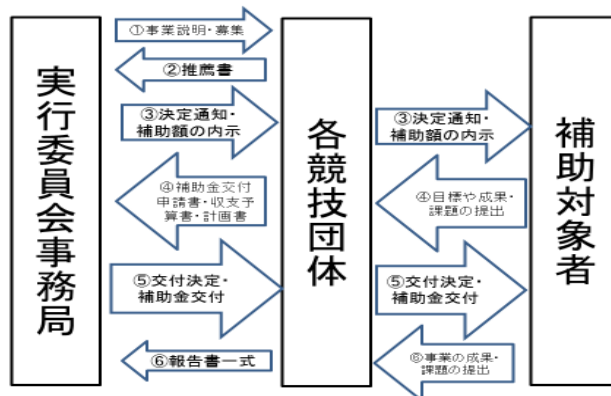
事務局が決定する。

6 補助対象経費、申請方法・補助金の交付決定及び通知について

福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱及び令和5年度トップアスリート育成強化事業補助金留意事項による。

7 事業の流れ

(スキーム図)



8 留意事項

- (1) 各競技団体が競技者を選考し、推薦書を提出すること。競技実績の対象期間は、令和4年4月から令和5年3月までとする。推薦人数の制限はしないが推薦順位を必ず付けること。
- (2) 補助対象者の効果的な事業となるよう競技団体は事業実施前までに計画書を作成し、事務局に提出すること。
- (3) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (4) 海外遠征を実施する場合は、事前に実行委員会事務局と協議すること。